

第5章

プランの推進

1 プランの推進体制の整備と充実

男女共同参画社会を実現するためには、市職員一人ひとりが男女共同参画に関する共通認識を持ち、業務にあたることが大切です。本プランを着実に推進するにあたり、関係各課の連携を強化するため、横断的な推進組織として「男女共同参画推進委員会」を設置します。また、男女共同参画に関する施策は広範囲にわたり、市単独での実施が難しい施策もあるため、国や岐阜県、近隣自治体等との連携を深め、本プランの推進を図ります。

2 プランの進捗管理の確立

本プランの進捗管理と庁内理解の推進を図るため、「男女共同参画推進委員会」を毎年開催します。委員会では、各基本方針の数値目標の達成状況を確認するとともに、関係各課による施策の実施状況や進捗状況等を把握することで、適切な進行管理と評価を行い、施策や事業の改善につなげます。また、社会情勢の変化や、国や岐阜県の取組状況等を踏まえ、本プランを変更する必要がある場合には、その見直しを行います。

3 市民と行政の協働による推進

本プランをより実効性のあるものとするには、行政はもちろん、市民一人ひとりが男女共同参画の意識をもつことが大切です。そのため、本プランの市民への積極的な周知・広報に努めるとともに、施策の実施状況や実績を市のホームページ上に公開して市民の意見を募り、施策に反映させます。公募委員や有識者で構成する「男女共同参画推進審議会」を開催し、本プランの推進に関しての審議を行い、市民の立場や専門的な見地からの助言や提言を施策に反映させます。また、本プランを全市的な取組として推進するため、企業や男女共同参画に関する活動を行う団体、NPO、市民等と行政が一体となり、協働による本プランの推進を図ります。